

審議会等調書

名称	佐伯市公民館運営審議会		
設置目的	館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。		
設置根拠等	社会教育法第 29 条 1 項 佐伯市公民館条例第 19 条		
設置年月日	平成 17 年 3 月 3 日	委員数	20 人以内
審議事項等	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画・各種の事業実施に関する事。 2 施設・設備に関する事。 3 住民の公民館利用の適正化に関する事。 4 事業の効果に関する事。 5 運営上に生じた諸問題に関する事。 6 公民館の体制に関する事。 		
事務局担当課名	教育委員会生涯学習課 電話番号 22 - 4209 内線 673		
備考			